



Asian Legal Update

2023 年

第 3 四半期 (7-9 月)

| | |
|----------------|----|
| インドネシア | 2 |
| マレーシア | 3 |
| フィリピン | 4 |
| シンガポール | 5 |
| タイ | 6 |
| ベトナム | 7 |
| インド | 8 |
| ミャンマー | 9 |
| 台湾 | 10 |
| 香港 | 11 |
| アラブ首長国連邦 | 12 |
| 日本 | 13 |

1. 新オムニバス保健法 (2023 年法第 17 号)

2023 年 8 月 8 日、新オムニバス保健法(2023 年法第 17 号)(「**新保健法**」)が制定されました。同法の目的は、インドネシアの保健サービス産業を改善し、発展させることです。

新保健法によって導入された重要な変更には、特に以下のようなものがあります。

- (i) 新保健法により、インドネシア全土の様々な専門及び専門補助医療サービスのニーズに対応するために、外国資格医師がインドネシアで実務を行うことの要件が緩和されました。かかる緩和は、2021 年以降の病院・診療所(*klinik utama*)事業分野の対外投資への開放に向けた政府の取り組みとも整合的です。2021 年以前は、外国資本の保有が最大 67%(又は ASEAN 諸国の投資家の場合は最大 70%)までに制限されていました。
- (ii) 新保健法により、医師の診療ライセンス(*Surat Izin Praktik – SIP*)及び登録証明書(*Surat Tanda Registrasi – STR*)を取得するための要件が緩和されました。
- (iii) 新保健法は、遠隔医療サービスの範囲を拡大しました。以前は医療サービス提供者間のみ限定されていましたが、医療サービス提供者が患者に直接提供するサービスも対象となりました。
- (iv) 新保健法は、2022 年 10 月に導入されたインドネシアの個人情報保護法と、健康産業の個人情報保護の側面に関する規制に矛盾が生じないようにしています。これには、インドネシアの個人情報保護法に規定された、不正確なデータを削除するよう医療サービス提供者に求める権利及びその他の患者の権利を明示的に認めることも含まれています。

2. 炭素取引市場を通じた炭素取引

「カーボン・ゼロ」の目標を達成するため、インドネシアは、過去 3 年間、インドネシアにおいて炭素取引を実施するための様々な法令を積極的に制定してきました。最近の規則には、インドネシア金融庁(「**OJK**」)が制定した、炭素取引市場を通じた炭素取引に関する 2023 年規則第 14 号及び通達 No. 12/SEOJK.04/2023(「**炭素取引市場に関する OJK 規則**」)があります。炭素取引市場に関する OJK 規則は、(i)炭素取引市場の制度的側面及び(ii)炭素取引市場における炭素ユニット取引に関する一般規則を主に定めたものです。

(i)について、炭素取引市場に関する OJK 規則は、炭素取引市場の運営者が遵守しなければならない一定の一般的要件を定めています。例えば、(a)最低発行払込済資本金が 1000 億インドネシアルピア(約 650 万米ドル)であること、(b)(直接及び間接のいずれの場合も)外国資本の上限が発行済議決権株式総数の 20%であること、(c)OJK からライセンスを取得する必要があること、(d)株主、取締役又は監査役になろうとする者は、フィット・アンド・プロパーテストを受ける必要があることが定められています。(ii)については、炭素取引市場に関する OJK 規則は、炭素ユニットを炭素取引市場で取引することができる「証券」として明確に認め、炭素取引市場が、一定の基準に基づくことを前提として、炭素ユニットの国内取引及び国際取引を促進することを許容しています。かかる基準の例としては、一般的に、炭素ユニットを、炭素取引市場及びカーボン・レジストリとしての機能を有する気候変動管理のための国家登録制度(*Sistem Registrasi Nasional Pengendalian Perubahan Iklim - SRN PPI*)に登録しなければならないといったものがあります。

1. 第12次マレーシア計画の中間レビューの発表

2023年9月11日、マレーシア首相は、第12次マレーシア計画(2021年から2025年)の中間レビュー(「**中間レビュー**」)を下院に提出しました。大要以下を含む71の戦略を通じて17の「大きな転換(ビッグシフト)」が実施されます。

- (i) 政府の歳入基盤の拡大、減税の合理化、調達・事業における支出の無駄の削減、政府の債務管理の改善を目的とした財政責任法(fiscal Responsibility Act)の導入。
- (ii) 政府調達法の導入を加速化し、効率的で透明性の高い調達の確保のため、公開入札の選択肢を重視し、調達プロセスをより良く管理するための直接交渉実務を含む調達実務に関する規定を定めるため1957年財務手続法の改正。
- (iii) 健全性、ガバナンス、汚職の問題に関するすべての公私の機関のガイドラインとして、新たな汚職防止計画を導入する。また、透明性及び経済効率性を促進するため、反利益追求(anti-rent seeking)に関する新たな法律も検討する。
- (iv) 太陽光、水素、バイオマス、水力などの再生可能エネルギーの開発を加速し、2050年までにマレーシアがネットゼロカーボン達成する。その一環として政府の「国家エネルギー転換ロードマップ」(2023年8月発表)を実施。
- (v) 国内気候変動に関する政策と義務の実施にかかる新たな気候変動法。
- (vi) デジタル・ガバナンスの質を向上させるため、サイバーセキュリティの問題及び管理に対処するための法案を提出する。また、電子商取引プラットフォームの信頼及び信用を構築するため、電子商取引に関する基準を導入する。
- (vii) 2016年会社法及び2012年有限責任事業組合法について、実質的支配権の報告の枠組みを強化し、株式所有及び企業経営の支配をさらに明確化し、民間及び公共部門双方における所有権の透明性を高めるための改正を検討。
- (viii) 2025年までにハラル輸出額を631億リンギットとするマレーシアの国際ハラル市場開発イニシアティブの一環として、医療機器、医薬品などのハラル製品に新たな基準を導入する。
- (ix) 2024年実施予定の非上場株式の処分に係る低率のキャピタルゲイン税の導入。

2. 取引表示(包装済み商品の表示)に関する2023年命令

2023年9月1日、マレーシア国内取引・生活費相が制定した取引表示(包装済み商品の表示)に関する命令(The Trade Descriptions (Marking of Pre-packaged Goods) Order 2023、「**本命令**」)が発効しました。本命令は、包装済み商品にマークを付す要件を課し、マレーシアで包装、製造若しくは生産され、又はマレーシアに輸入されるすべての包装済み商品について、卸売業者、製造業者、輸入業者及び生産者に適用されます。国外への輸出のために包装された商品については、本命令は適用されません。本命令における主要な要請は次のとおりです。

- (i) すべての包装済み商品は、以下のマーク表示を行う。
 - (a) 商品に関連する特定の名称又は説明
 - (b) 規定された測定量
 - (c) 計数に関する特定の数量指標
 - (d) 商品の卸売業者、生産者、及び製造者又は輸入者の名称及び住所
- (ii) 包装済み商品のマーク表示は、(a)判読可能であること、(b)マレーシアで生産される場合にはマレーシア語又はマレーシア語及びその他の言語による明瞭な用語を使用すること、(c)マレーシア国外で生産される場合には、マレーシア語又は英語による明瞭な用語を使用すること、(d)包装済み商品の背景色と明確に相違する色彩で刻印又は印刷すること、及び(e)マーク表示の文字は最低2~6mmの大きさとする。
- (iii) 包装済み商品の数量の誤差(表示より少ない)が本命令で規定される許容誤差の2倍を超えてはならない。

フィリピン 執筆者: ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ、ステフィ・C・サリス

1. 証券取引委員会の罰金軽減措置の申請期限の延長（2023年11月6日まで）

証券取引委員会（「SEC」）に登録される企業は、基本情報シート及び監査済み財務書類を SEC に毎年提出することが求められます。また、SEC 通達 2020 年第 28 号に基づき、公式及び代替のメールアドレス・携帯電話番号についても提出が必要です。所定の期間内に遵守しない場合、違反状況に応じて 5,000 ペソから 10,000 ペソの罰金を科され、又は義務を怠っていると認定され最終的に SEC への登録抹消や交付された免許が取り消される等の制裁を科されます。

2023 年 3 月、SEC は、かかる届出の不提出及び提出遅延につき、罰金額が未決定であるもの又は決定済みであるが未納である罰金の軽減措置を設けました。この罰金軽減措置の利用申請に関する当初の期限は 2023 年 4 月 30 日でしたが、SEC は数度の延長を行い、最終期限を 2023 年 11 月 6 日に設定しました。申請者は、SEC の電子申告・提出ツール (<https://cifss-ost.sec.gov.ph/>) を通じてオンライン関心表明フォームを提出します。具体的な申請方法については、<https://amnesty.sec.gov.ph> に紹介されています。

2. CREATE 法により引き下げられた税率の引戻し

共和国法第 10963 号（企業再生及び企業向け税制優遇措置に関する法律）（「CREATE 法」）の成立時、COVID-19 感染症拡大により財政的な影響を受けた納税者を支援するため、所定の税率が引き下げられましたが、2023 年 6 月 20 日に発行された内閣歳入庁の通達第 69-2023 号に基づき、2023 年 7 月 1 日から多数の税が本来の税率に引き戻されました。

第一に、四半期売上高又は四半期受取高に関するパーセンテージ税は、2020 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間中は 1%に引き下げられていましたが、2023 年 7 月 1 日以降、納税者は、本来の税率である 3%のパーセンテージ税を納税することが求められています。これは、法人、自営業者、及び総売上高又は総受取高が 300 万ペソを超えない専門職に適用されます（但し、8%の所得税率を利用している法人、自営業者及び専門職を除きます）。第二に、内国法人又は居住外国法人に適用される最低法人所得税率は、2020 年 7 月 1 日から 1%に引き下げられていましたが、2023 年 7 月 1 日以降、本来の税率である法人総所得の 2%に引き戻されています。第三に、非関連活動による総所得額が全体の総所得額の 50%を超えない私立教育機関及び非営利病院については、2020 年 7 月 1 日から所得税率が 1%に引き下げられていましたが、2023 年 7 月 1 日以降は本来の所得税率 10%が適用されます。

3. フィリピン初のソブリン・ウェルス・ファンド施行規則の施行

2023 年 7 月 18 日、フィリピン初のソブリン・ウェルス・ファンドを設立するための共和国法第 11954 号（2023 年マハーリカ投資基金法）の署名が行われました。マハーリカ投資基金（「MIF」）の設置は、政府系金融資産の使用を最適化し、経済開発計画の開始及び成長の促進が目的で、地方政府財源、並びに対外投資及び国内の政府優先事業（国家経済開発庁の優先インフラプロジェクトリストに定められる事業、エネルギー・健康に関するプロジェクト等）に関する公的開発支援資金への依存度の削減を目指しています。

財務局が発表した MIF の施行規則（「IRR」）は、2023 年 9 月 12 日に発効しました。IRR には、フィリピン政府が、MIF の授權資本として、フィリピン中央銀行、フィリピン土地銀行及びフィリピン開発銀行からの配当金、並びにフィリピン・アマューズメント・ゲーミング公社からの資産株及び政府資産の私有化による収益から、90 億米ドル相当の資金を調達する意向が示されています。しかし、IRR は、社会保障機関及び公的医療保険機関による MIF への投資は禁止しています。フィリピン政府は、IRR の発行後、フィリピン投資に意欲のある潜在的な外国人投資家に接触しています。

1. 中央積立基金(Central Provident Fund)の対象となる月額給与の上限の変更

2023年9月1日から、中央積立基金(Central Provident Fund、「CPF」)につき、通常賃金(Ordinary Wage)において CPF 拠出金の計算の対象となる月額上限(「**CPF 対象月額上限**」)が、SGD6,000 から SGD6,300 へと引き上げられました。さらに、CPF 対象月額上限は、2024年1月1日から SGD6,800、2025年1月1日から SGD7,400、2026年1月1日から SGD8,000 へと、使用者及び労働者における対応の便宜に配慮しつつ今後も段階的に引き上げられます(シンガポールの 1953 年中央積立基金法の第一附則の一部を改正する、1953 年中央積立基金(第一附則改正)2023 年通知)。

CPF 対象月額上限は、全ての労働者について、毎月の CPF 拠出額の計算の対象となる給与額を制限し、対象となる給与額の上限額を超える部分は、CPF 拠出額の計算の対象外となります。

使用者の立場からは、今回の変更により、給与が同額でも CPF 拠出金の額は増加するため人件費増加となります。例えば、55 歳以下の労働者に対して毎月 SGD8,000 の賃金を支払うことを前提とすると、2023 年 8 月 31 日までは CPF 拠出額が SGD1,020 (SGD6,000 の 17%)であったのに対し、2023 年 9 月 1 日以降は SGD1,071 (SGD6,300 の 17%)に増加し、その後 2026 年 1 月 1 日からは SGD1,360 (SGD8,000 の 17%)となり、現在の CPF 拠出額から SGD340 増加となります。

2. AI によるレコメンデーションや意思決定における個人データの利用に関する Advisory Guidelines 案についてのパブリックコンサルテーション

2023 年 7 月 18 日、個人情報保護委員会(Personal Data Protection Commission)は、AI によるレコメンデーションや意思決定における個人データの利用に関する Advisory Guidelines の提案(「**本件ガイドライン案**」)を公表し、組織・団体が、機械学習モデルを用いた AI システム(「**AI システム**」)を開発及び配備する目的で個人データを収集及び使用するに際し、個人情報保護法(Personal Data Protection Act 2012、「**PDPA**」)の適用についての指針を示しました。

内容の一例として、組織・団体は、個人が、自身の個人データに関し、その利用目的の達成のために、どのように処理されるかを理解できるように工夫することが望ましいとの考えのもと、(i)個人データの収集及び処理を必要とする製品の機能(映画の推薦・提案等)に関する情報を提供すること、(ii)収集された個人データの処理と製品の特徴・性質との関連性(映画の推薦・提案のために利用者の視聴履歴を分析すること)を説明すること、及び (iii)製品の特徴・性質により大きな影響を及ぼす個人データの具体的形式・特徴(映画は最後まで視聴されているか、複数回にわたって視聴されているか等)を特定して説明すべきものとされています。

AI システムの開発、検査及びモニタリングのステージとの関係では、組織・団体は、(本件ガイドライン案の第二章に基づき)PDPA のエグゼンプション規定(事業改善のエグゼンプション及びリサーチのエグゼンプション)を根拠として AI システムの開発のために個人データを収集・使用することが可能です。しかし、かかるエグゼンプション規定の適用場面は、組織・団体が、AI システムの練習及びテストを実施し、又は AI システムを配備後にパフォーマンスのモニタリングをするために個人データを用いる場合に限定されます。

全体として、本件ガイドライン案は、AI システムの責任ある開発及び実施を促進することを意図しており、提案通りの内容で発効する場合には、AI システムの開発・配備のために個人データを使用する組織・団体にとって、大きな影響を及ぼすものとなると考えられます。

タイ 執筆者: ジラポン・スリワット、アピンヤー・サーンティカセーム

1. データ管理者の義務の免除

個人データ保護法 B.E. 2562(2019年)(Personal Data Protection Act)(「PDPA」)の適用を一部免除される類型、事業又は機関(Types, Businesses, or Agencies)について定める勅令 B.E. 2562 B.E. 2566 (2023)(「本勅令」)が、2024年1月13日から施行されます。本勅令に基づき、国家汚職防止委員会(National Anti-Corruption Commission)、歳入局(Revenue Department)、関税局(Customs Department)、物品税局(Excise Department)、個人データ保護委員会(Personal Data Protection Committee)(「PDPC」)の認定する地方自治体及び内閣官房(Secretariat of the Cabinet)などの政府機関から個人データの開示を要求されたデータ管理者には、以下の原則の下 PDPA は適用されません。(i)個人データの請求は、データ管理者に不相応の負担を課すことなく、公共の利益のために行われること。(ii)権限のある政府機関が、その権限を付与する法律の規定を開示要求に明記している場合、データ管理者は、データ主体(Data Subject)の同意なしに個人データを開示することができること。(iii)データ主体及びデータ管理者が PDPA の専門委員会(Expert Committee)に苦情又は要請を提出する権利は保証されること。(iv)本勅令に基づく刑事責任及び刑罰の免除は不当な行為には与えられないこと。なお、本勅令に基づき PDPA の適用が免除される場合であっても、データ管理者は、PDPC が定める規則に従ったデータセキュリティの義務を依然として負う点には留意が必要です。

2. データ保護責任者の選任

PDPA 第 41 条第 2 項に基づくデータ保護責任者の指定に関する PDPC 通知(「本 PDPC 通知」)は、2023年9月14日に官報に掲載され、2023年12月13日(官報掲載から90日後)に発効します。本 PDPC 通知は、個人データの大規模・大容量化に伴い、個人データ又はシステムの定期的なモニタリングを必要とする個人データの処理に従事するデータ管理者又はデータ処理者に、データ保護責任者(Data Protection Officer)(「DPO」)を選任することを求めるものです。「個人データの定期的なモニタリングを必要とする処理活動」とは、かかる従事者の「中核業務」(本来の事業運営に係る業務)のみを考慮する観点から、個人の行動、態度又はプロフィールを追跡し、監視し、又は分析する活動並びに個人データを定期的に体系的に処理することをいいます。そのような活動の例には、会員カードプログラム、クレジットスコアリング、及びコンピュータネットワークシステムサービスプロバイダによる個人データの処理が含まれます。なお、データ管理者又はデータ処理者において、個人データ保護に関する適用法令に基づく DPO の所定の義務と矛盾しないことを表明することができる場合には、DPO が他の業務を遂行することができます。

3. 資本性金融商品の発行者による新株及びワラントの売却に関する改正

資本市場監督委員会(Capital Market Supervisory Board)通知 No. Tor Jor 18/2566 資本性金融商品の発行者による新株及びワラントの売却に関する通知(No.7)(「本改正 CMSB 通知」)は、2023年9月21日に官報に掲載され、2023年10月1日に発効しました。本改正 CMSB 通知は、資本市場監督委員会が発行した前回の通知の第 20 条に基づき規定された条件を改正し、拡張するものであり、種々の属性の者に割り当てられる資本性金融商品を明確に区別し、登録届出書及び目論見書に当該情報を開示することを資本性金融商品の発行者に要求するものです。不特定個人のグループに資本性商品を割り当てる場合には広範囲の割り当てが必要で、また、その割り当ては、規制回避のためにグループ化又は構成されてはなりません。

4. 税法上のタイ居住者におけるオフショア所得・個人所得税

歳入法第 41 条第 2 項に基づく所得税の納付に関する歳入局令 Por.161/2023(「本 RD 新令」)は、2023年9月15日に歳入局長官により発布され、2024年1月1日以降にタイに持ち込まれるすべてのオフショア所得に対して発効します。本 RD 新令は、タイに持ち込まれたすべてのオフショア所得に対して、税法上のタイ居住者に個人所得税の支払いを義務付けるものであり、当該所得がタイに持ち込まれたタイミングが、所得が発生した年と同じ課税年度内であるか、その後の課税年度であるかを問いません。この点に関し、本 RD 新令と矛盾する規則、条文、命令、通達、慣行は、すべて取り消されます。

1. 2023年6月23日付国会公布の入札に関する法律 No.22/2023/QH15(「新入札法」)

新入札法は2024年1月1日から施行されます。同法には、特に以下の注目すべき変更点が導入されています。

- (1) 適用範囲: 入札が適用される国有企業¹のプロジェクトについて新たな種類を追加し、新入札法の適用範囲を、国营企業が100%の定款資本を保有する企業の投資プロジェクトの請負事業者の選定にまで拡大しています。また、他の適用法令と抵触する場合に適用範囲外となる事例を明確に定めています。
- (2) プロジェクトの投資家の選定: 国際入札の適用が認められないプロジェクトのリスト、入札を評価し落札できる投資家を選択するための新たな基準、及びプロジェクトの譲渡のための新たな条件を追加しています。
- (3) 投資家との契約: プロジェクト契約のいくつかの重要な条項を追加しています。

2. ベトナムで働く外国人労働者に関する政令 152/2020/ND-CP を改正する政令 70/2023/ND-CP、並びにベトナム国内の外国の組織及び個人のために働くベトナム人労働者の採用及び管理(「政令70」)

2023年9月18日、政令70が公布され、同日施行されました。政令70は、以下の注目すべき変更点を有しています。

- (1) 外国人専門家及び技術者の要件変更により、ベトナムで就労する職務分野と同じ学歴又は訓練経歴と実務経験の双方を満たす必要はなくなり、今後は、当該職務の分野と同じ分野での実務経験のみが必要となります。
- (2) 2024年1月1日からは、外国人労働者の採用募集を決定する前に、外国人労働者の採用が見込まれる職位について、所轄官庁の情報ポータル上でベトナム人労働者の募集告知を行う必要があります。
- (3) 工業団地の管理委員会は、今後は、労働許可を与える権能を持ちません。

3. 政府保証を伴わないオフショアローンの条件、並びに信用機関及び外国銀行支店の顧客に対する融資活動に関するベトナム国家銀行(「SBV」)の通達

- (1) 2023年6月28日にSBVが発出した、信用機関及び外国銀行支店の顧客への融資活動に関する通達39/2016/TT-NHNNを修正する通達06/2023/TT-NHNNは、2023年9月1日に施行されています。注目すべき点は以下のとおりです。
 - 信用機関による(a)銀行預金を作出するため、(b)有限責任会社又は非上場/非登録会社の株式/持分の出資又は購入の支払いのため、(c)事業化に不適格なプロジェクトに対する資本出資契約、共同投資契約又は業務提携契約に基づく出資金の支払いのため、又は(d)金融債務の相殺のための顧客への貸付が禁止されました。上記のうち、(b)、(c)及び(d)の制限は、2023年9月1日からではなく、当局からの更なるガイダンスがあった場合のみ効力を生じます。
 - 借入人は、信用機関との契約及び適用法令に従い、融資された通貨とは異なる通貨で融資を返済できます。
- (2) 2023年6月30日にSBVが発出した政府保証のないオフショアローンの条件に関する通達08/2023/TT-NHNNは、2023年8月15日に施行されています。注目すべき点は以下のとおりです。
 - 短期のオフショアローン: (a)オフショア債務の借り換え、及び(b)投資プロジェクト、生産計画、事業計画又はその他のプロジェクトの実施に伴い発生する短期支払債務の現金支払(オフショアローンの残元金を除く。)のために借り入れることができます。
 - 中長期のオフショアローン: (a)投資プロジェクトの実施、(b)生産計画若しくは事業計画又はその他のプロジェクトの実施、(c)オフショア債務の借り換えのために借り入れることができます。中長期のオフショアローンは、借入人が直接投資する他の会社の生産若しくは事業計画又は投資プロジェクトの資金調達には利用できなくなりました。

¹ 国が50%以上の定款資本又は総議決権株式を所有する企業と定義されています。

インド 執筆者: 鈴木多恵子、バーシャ・バッタチャリヤ

1. エンジェルタックスに関する評価ルールの改正

エンジェルタックスとは、公正価格よりも高い価格で株式発行した場合に発行者に課される税ですが、2023年財政法による1961年所得税法第56条(2)(viib)の改正により、非居住者に対する株式発行もこのエンジェルタックスの課税対象とされました。これを受けて、2023年9月25日、インド財務省・中央直接税委員会は、2023年第81号通知により、1962年所得税規則11UAを改正し、同課税の基準となる公正価格の評価方法を追加しました。本改正の変更は概要以下のとおりです。

- (1) 新たな評価方法：

公正価格の評価方法として、従前からのディスカウントキャッシュフロー法及び純資産価値法に加えて、非居住者に発行された株式について5つの新たな方法が認められました。
- (2) みなし公正価格：

ベンチャーキャピタルファンド、特定ファンド等が未公開株式の発行を引き受ける場合、当該株式の価格は、その発行の対象が居住者か非居住者かにかかわらず、以下の条件を満たせば、公正価格とすることができます。

 - ・ 当該発行対価がこれらのファンド等から払込まれた対価の総額を超えないこと。
 - ・ 当該発行対価が課税対象取引における株式の発行日の前後いずれかの90日以内に受領されること。
- (3) 評価日の柔軟化：

マーチャントバンカーによる評価証明書は、当該株式発行日前90日以内に発行されたものであれば有効な評価日における評価として認められます。
- (4) セーフハーバーの設定：

発行価格が公正価格より高い場合でも、それが10%以内であればエンジェルタックスの対象とはなりません。

2. ビデオ会議により株主総会を実施できる期間の再延長(2024年9月30日まで)

企業省は、定時株主総会及び臨時株主総会をビデオ会議又はその他の視聴覚手段による方法での実施が認められる期間を2023年9月30日までとしていたが、2023年9月25日、一般通達(9/2023)を発出し、かかる期間を2024年9月30日まで延長しました。

1. ミャンマーにおけるオンライン販売に適用される規則に関する最新情報

商業省(「MOC」)は、2023年7月21日、オンライン事業を営むための登録を義務付ける告示第50/2023号(Notification No. 50/2023)を発出しました。所定の登録基準(オンライン販売事業を営むための申請に記載しなければならない事項)は、2023年7月21日に発出された告示第51/2023号(Notification No. 51/2023)(「告示」)に基づき、商品やサービスのオンライン販売を行う申請者の種類(個人又は現行のミャンマー法に基づいて設立された会社若しくは事業体)によって異なります。申請が受理されるためには、告示に定められた基準を満たす必要があります。また、受理後、申請者は電子決済方法によって登録料を支払う必要があり、料金の受領後に登録証明書が発行されます。登録証明書の有効期間は発行日から最長2年間で、更新が可能であり、更新を怠った場合は取り消される可能性があります。加えて、告示には登録証明書の所有者の権利と義務も定められており、義務を遵守しなかった場合、登録証明書は停止又は取消される可能性があります。なお、この登録は、2023年10月2日から開始されています。

また、MOCは、2023年9月5日、電子商取引ガイドライン(「ガイドライン」)を公表しました。ガイドラインには、電子商取引事業に関する規則が定められているほか、電子商取引事業者が電子商取引活動を行うに当たって遵守すべき事項が規定されています。

ガイドラインには、消費者の権利を保護する規定が含まれています。例えば、消費者への開示や通知には、明確性、正確性、一貫性、平易性、アクセスのし易さ及び透明性が求められ、詐欺や誤報を回避するための情報提供の仕方についても規定されています。また、電子商取引事業者は、苦情の処理、商品の返品、返金及び交換等の問題を円滑に解決し、損害の賠償を行うための明確で公正な方針又は仕組みを構築しなければならないとされており、電子商取引関連の紛争が生じた場合の紛争解決手続きや和解手続きに関する法律についても言及しています。さらに、ガイドラインは、オンライン消費者による評価やレビューを規制し、また電子商取引事業者には透明性と誠実性を求めています。電子商取引事業者が遵守すべき支払条件についても記載があり、最低3年間の支払記録の保管や消費者への記録の無償提供が義務付けられています。加えて、個人データの保護についても規定があり、電子商取引事業者にはサイバーセキュリティ対策の確実な実施、リスク軽減評価の適切な管理、セキュリティ対策に関する明確な情報提供等が義務付けられています。

なお、クロスボーダー取引の場合、電子商取引事業者は外国通貨による支払をミャンマー中央銀行に関連する法律に従って処理しなければならず、関連法の不遵守は法的手続きの対象となりえます。

2. 商標保護に関する税関登録規則

計画財務省は、2023年7月14日、告示第50/2023号(Notification No. 50/2023)(税関登録規則(「規則」))を発出しました。規則には、商標法に基づく登録商標の所有者がその権利を保護するために、所定の様式を使用して所定の書類と共に税関局に登録を申請するための要件と手続きが定められています。この登録申請が完了し受理されると、申請者には登録番号が付与されます。登録の有効期間は申請受理日から最長2年間で、更新が可能です。

もっとも、このような税関登録の有無にかかわらず、模倣品がミャンマーに輸入されようとしている又はされる予定であると信じるに足りる十分な証拠を示して書面を提出することにより、当該商品が税関を通過し市場に流通することを差し止めるために、税関局長による差止命令を利用することができます。

規則は、僅少品、積替貨物、転送貨物、留置貨物、通過貿易貨物又は緊急事態若しくは社会的利益のために必要な場合に政府が輸入を許可した商品には適用されません。

1. 改正証券取引法施行

改正証券取引法（「**本件改正法**」）が 2023 年 7 月 1 日より施行されました。本件改正法では、監査委員会の権限及びその構成員の権限が調整されました。以下、改正の要点を説明します。

- (1) 台湾法において、会社がその董事に対し訴訟を提起するには、株主による要請（当該株主は会社の発行済株式総数の 1% 以上を 6 か月以上継続して保有していなければならない。）が必要です。株式公開発行会社の場合、これまでは、かかる株主による要請があったとき、監査委員会の単独構成員により会社を代表して董事に対し訴訟を提起することができましたが、本件改正法では、前述株主による要請に加え、監査委員会による決議も必要とされました。また、董事に対する訴訟における会社の代表者も監査委員会により決定されることとなりました。
- (2) 従前において、監査委員会においては、各構成員が必要と認める場合、株主総会を招集すること（株主派閥の要請による場合が多い。）が認められていました。この旧規定は実務において、監査委員会の複数の構成員によって複数の株主総会がそれぞれ招集され、各株主総会の有効性が相対する派閥の株主同士で争われるという問題を招いていました。本件改正法によれば、このような場合において、株主総会の招集は監査委員会の決議によらなければならないこととされました。即ち、監査委員会の決議なしにその構成員により招集された株主総会は無効となります。
- (3) 台湾法においては、董事が自己又は第三者のために会社と取引を行う場合、監察人、又は株式公開発行会社の場合、監査委員会の構成員（董事を兼ねる。）が会社を代表するものとされています。これまでは、監査委員会の各構成員がこのような場合において単独で会社を代表することが可能でしたが、本件改正法では、かかる自己取引の場合において、会社を代表して董事と交渉し取引を行う者は監査委員会の決議によって選任されなければならないこととされました。

2. 金融機関による AI の運用に係る原則及び方針に関する草案

近年、金融サービス業における人工知能（「AI」）の応用増加を受け、金融監督管理委員会（Financial Supervisory Commission、「FSC」）は、金融機関における AI 技術の活用、リスクの適切な管理、公正性の確保、消費者の権利の保護、システムセキュリティの維持、持続可能な発展の実現に向けた取り組み支援のため、金融機関による AI の運用に係る原則及び方針に関する草案を策定しました。FSC は、今年末にも更に「指針」を公表予定です。これらは当面の間は強制力のないソフトローにとどまりますが、概要以下の基本原則が示されています。

- (1) ガバナンス及び説明責任メカニズムの確立：金融機関は、AI システムを利用する際には、内部統制と消費者の権利を保護する責任を負い、AI システムのリスク管理・利用について適切な監督を行うべきである。
- (2) 公正性・人間中心の価値観の重視：金融機関は、AI システムを利用する際には、人間中心及び制御可能等の原則に沿って、公正で包摂的な金融サービスの提供に重点を置くべきである。
- (3) プライバシー及び顧客の権利の保護：金融機関は、顧客データを利用する際には、顧客のプライバシーを十分に尊重し保護するとともに、情報を適正に管理、利用し、消費者の信頼と満足の向上に努めるべきである。
- (4) システムの堅牢性及び安全性の確保：金融機関は、AI システムの堅牢性及び安全性を維持し、第三者団体に対し適切なリスク管理及び監督を行いつつ、消費者へのより良い金融サービスの提供に努めるべきである。
- (5) 透明性及び説明可能性の重視：金融機関は、AI システムの活用において透明性・説明可能性を確保し、生成型 AI を事業活動に利用し、又は補佐ツールとして利用する際には、その利用状況を開示すべきである。
- (6) 持続可能な発展の促進：金融機関は、AI システムを利用する際に、その発展戦略及びその執行が持続可能な発展の原則に合致することを確保し、従業員の労働の権利の保護に努めるべきである。

1. 企業情報提供時における電磁的方法使用の義務化

香港証券取引所(「取引所」)は2023年6月30日付で、ペーパーレス上場枠組み(paperless listing regime)の拡大に関する取引所の提案への意見を募る2022年12月16日付諮問書についての検討結果(Consultation Conclusions)を公表しました。若干の修正を付した上で同提案は採択され、新枠組みは2023年12月31日付で有効となります。

(i) 企業情報の電磁的方法による提供

上場企業は証券保有者への企業情報の提供を、適用法令及び定款等で許容される限り電磁的方法によることが必要です。証券保有者から要求があった場合には紙媒体でも行えますが、ウェブサイトにおいて当該要求の方法の公表が必要です。

(ii) 企業情報の電磁的方法による提供に係る黙示の同意

現行上場規則における企業情報提供時の電磁的方法の利用に係る同意取得のメカニズムは撤廃されます。上場企業は(法令により許容される限度において)企業情報の電磁的方法による提供について黙示の同意に依拠することができます。取引所上場企業の過半数を占めるケイマン籍、バミューダ籍、中華人民共和国籍の企業は一般に黙示の同意の考え方が認められるとされていますが、香港会社条例(Hong Kong Companies Ordinance)はこの黙示の同意の考え方を許容しません。そのため、取引所は、香港籍の上場企業における黙示の同意の論点については、今後検討を行うとしています。

(iii) 個別及び電磁的方法による「権利行使に係る企業情報の提供」の実施

上場企業は、各証券保有者から実用的な電磁的通信手段の連絡を受けている場合には、「権利行使に係る企業情報の提供」(証券保有者としての権利行使をどのように行うことを希望するかについての指示を証券保有者に求める内容の企業情報の提供)については各証券保有者に対して個別かつ電磁的方法により行うことが求められます。上場企業及び取引所のウェブサイトのみで公表するだけではこの要件を満たしません。証券保有者から実用的な電磁的通信手段の連絡を受けていない場合にはかかる情報の提供は証券保有者に対して紙媒体で行われる必要があります。

2. インサイダー取引の範囲の拡大

証券先物委員会(「SFC」)は2023年8月8日付で検討結果(Consultation Conclusions)を公表し、証券先物取引条例(「SFO」)のインサイダー取引規制の改正に係る提案を今後実施する旨を明確にしました。当該改正提案は投資家保護の促進の目的のもと以下のインサイダー取引類型を新たに規制対象とするものです。

(i) 香港内で行われたインサイダー取引で香港外で上場された証券又はその派生商品に係るもの

(ii) 香港外で行われたインサイダー取引で香港内で上場された証券又はその派生商品に係るもの

現行のSFOは香港内で上場された証券に係るインサイダー取引のみを禁止しており、また、香港外で上場された証券に係る香港内で行われたインサイダー取引については、SFCは国際的な当局間の共助のために香港外の規制当局に捜査官を派遣する等の間接的な方法によってのみ捜査を行うものとされていました。SFCは企業はその内部的コンプライアンスその他の内部規則等を更新するのに十分な時間があると述べており、上記条例の改正について特段の移行期間は設けられないものとされています。

また、SFCの許可又は登録を受けた者に係る行動規範(Code of Conduct for Persons Licensed by or Registered with the Securities and Futures Commission)(「Code of Conduct」)との関係では、上記条例改正はSFOのParts XIII及びXIVの市場に係る違法行為に関係するため、Code of Conductにおける通知義務の適用があります。従って、企業が上記改正後の条例に係る違反を認識した場合には、SFCに当該違反を報告するとともに、SFCに提出が必要となる関連する資料・情報を収集するための最大限の努力を払うことが義務づけられます。

1. 連邦消費者保護法に関する施行規則の施行

2023年10月14日に、アラブ首長国連邦(「UAE」)は、Federal Law No. 15 of 2020 on Consumer Protection(「消費者保護法」)に関する Executive Regulations(「施行規則」)を施行しました。施行規則の主なポイントは以下のとおりです。

- (i) サプライヤーによる保証期間は、提供される商品若しくはサービスの性質に見合った期間又は消費者と合意した期間のいずれか長い方とされ、サプライヤーが保証義務に違反した場合、消費者は(a)商品又はサービスが提供されなかった場合の代金の全額返還、(b)商品又はサービスの提供に一部不足があった場合の代金の一部返還、(c)商品又はサービスの再提供、のいずれかを受ける権利を有するとされました(施行規則 13 条)。加えて、消費者の要求があった場合、サプライヤーは、所定の期間内に消費者にスペアパーツを提供する義務を負います(施行規則 14 条)。
- (ii) 消費者保護法上、サプライヤーの消費者に対する責任及び義務を免除するような条件は無効となります(消費者保護法 21 条)、無効となる例として、サプライヤーが消費者との契約を修正又は終了する一方的な権利を提供する契約や、法律に基づく消費者の権利を放棄させる契約等が例示されました(施行規則 34 条)。
- (iii) 電子商取引について消費者に対し、より大きな保護が提供されることとなり、サプライヤーは、サプライヤーのプラットフォームを通じて売却された第三者が提供する商品の不具合又は瑕疵について責任を負うとされました(施行規則 40 条)。
- (iv) AED 50,000(約 13,600 米ドル)から AED 100 万(約 272,000 米ドル)の罰金や事業ライセンス停止等、サプライヤーによる消費者保護法違反行為に関する罰則の詳細が明らかにされました(施行規則 41 条並びに Addendum 1 及び 2)。例えば、商品又はサービスについて、詐欺的又は誤解を招くような広告又は記述に対しては、サプライヤーに AED10 万(約 27,200 米ドル)の罰金が課され得ます(施行規則 8 条及び Addendum 2 No.2)。

2. 連邦仲裁法の改正

2023年9月16日に、UAE は、Federal Law No. 15 of 2023(2023年連邦法第15号)を施行し、Federal Law No. 6 of 2018 on Arbitration(連邦仲裁法)の一部の条項を改正しました(「改正仲裁法」)。主な改正事項は以下のとおりです。

- (i) 仲裁の当事者は、以前は禁止されていた仲裁機関の取締役会、理事会又は類似の執行機関から仲裁人を任命することが一定の要件の下でできるようになりました(改正仲裁法修正 10 条 1 項)。
- (ii) 仲裁当事者はオンラインでの仲裁審理を選択できることが明確化され(改正仲裁法 28 条 1 項)、また、仲裁機関は、UAE 内で適用される必要な基準及び管理に従い、近代的な技術的手段により仲裁手続を遂行するために必要な技術を提供する義務を負うことになりました(改正仲裁法 28 条 3 項)。
- (iii) 当事者間の別途の合意のない限り、口頭審問(ヒアリング)のみに限定されていた非公開手続が、仲裁手続全体に拡大されることになりました(改正仲裁法 33 条 1 項)。
- (iv) 仲裁廷による証拠法則の決定権について、当事者間の合意がなく、適用法令が当該紛争について適用される証拠法則を定めておらず、また、UAE の公序良俗に抵触しないことが条件であることが明らかにされました(改正仲裁法 33 条 7 項)。

1. 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(「GX 推進法」)

2023年5月19日、GX推進法が公布され、同年6月30日、一部を除き、施行されました。GX推進法は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組み等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、主に、(i)脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」)の策定(同法6条)、(ii)脱炭素成長型経済構造移行債(「GX経済移行債」)の発行(同法7条以下)、(iii)化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収(同法11条以下)、(iv)脱炭素成長型経済構造移行推進機構(GX推進機構)の設立(同法20条以下)、(v)進捗評価と必要な見直し(同法附則11条)を規定したもので、2023年2月10日に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」(「GX基本方針」)を具体化した法律です。

GX基本方針では、「成長志向型」カーボンプライシング構想が掲げられ、同構想では、先行投資支援と排出削減を促進する措置の両輪により、企業が脱炭素化に積極的に取り組む土壌を醸成し、産業競争力の強化及び経済成長と排出削減を実現することが目指されています。この点、GX推進法では、上記の両輪のうち、先行支援投資については、政府が2023年度から2032年度までの10年間にGX経済移行債を発行できる旨や(同法7条)、GX経済移行債が化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の収入により償還される旨(同法8条)など、GX経済移行債に関する枠組みを規定しています。排出削減を促進する措置については、炭素に対する賦課金として化石燃料賦課金を導入し、経済産業大臣が、2028年度から、原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭を採取し又は輸入する者(同法2条3項及び4項参照)を対象に、採取場から移出し又は輸入する原油等に由来する二酸化炭素の量に応じ、化石燃料賦課金を徴収する旨を規定しています(同法11条)。また、排出量取引制度に関し、特定事業者負担金を導入し、経済産業大臣が、2033年度から、二酸化炭素の排出量が多い発電事業者(特定事業者(同法2条5項参照))を対象に、一部有償で二酸化炭素の排出枠(量)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収する旨を規定しているほか(同法15条、16条)、具体的な有償の排出枠の割当てや単価は入札方式により決定する旨(同法17条)を規定しています。

2023年7月28日には、上記(i)のGX推進戦略が閣議決定され、我が国においても今後ますます脱炭素化に向けた取組みが進展し、投資がより一層活性化することが予想されます。他方で、GX推進法附則11条は、施策のあり方については、GX推進戦略の実施状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしているほか(同条1項)、特定事業者排出枠並びに化石燃料賦課金及び特定事業者負担金に係る制度を実施する方法についても、GX推進法の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとしており(同条2項)、今後の施策の方向性及び法整備の動向について、注視していく必要があります。

2. 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

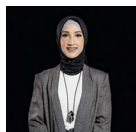
2023年4月21日、上記法律(「実施法」)が成立し、同月28日、公布されました。実施法は、調停による国際的な和解合意の執行等に関する国際的な枠組みを定める「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」(調停に関するシンガポール条約)の実施に必要な事項を定めたもので、民間の紛争解決機関による紛争解決手続の一体的強化を図るため、「仲裁法の一部を改正する法律」及び「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」と一括して国会審議され、成立したものです。実施法は、同条約が我が国について効力を生ずる日から施行することとされているところ(同法附則1条)、2023年10月1日、我が国は、同条約の加入書を国際連合事務局長に寄託したことから、同条約が我が国について効力が生ずる日は、同条約14条2項に基づき、2024年4月1日となります。2023年9月末日現在、同条約の署名国は、米国、中国など56か国、締約国は、シンガポールなど11か国であり、我が国は、12番目の締約国となります。

実施法は、「国際和解合意」(同法2条3項)の当事者が、民事執行をすることができる旨の合意をした場合に(同法3条)、裁判所の執行決定を得た上で、同合意に基づく民事執行をすることを可能としたもので(同法5条)、商事紛争に係る和解合意に適用されます(適用除外につき同法4条参照)。国際的な調停による紛争解決の日本国内での実効性が確保されたことから、企業間の国際取引紛争解決手段としての調停の利用の広がりが予想されます。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京所)
 箭内 隆道(アソシエイト、東京)
 白井 美和子(アソシエイト、東京)
 中島 朋子(アソシエイト、東京)
 難波 早登至(アソシエイト、東京)
 小川 莉央(アソシエイト、東京)

Contacts



インドネシア
[ミリアム・アンドレータ](#)
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
Mandreta@wplaws.com



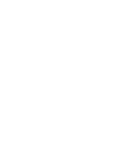
インドネシア
[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
 提携事務所パートナー,
 Walalangi & Partners
jdonauw@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
[吉本 祐介](#)
 インドネシアプラクティスパート
 ナー、東京
y.yoshimoto@nishimura.com.com



マレーシア
[ワンメイ・リヨン](#)
 提携事務所パートナー,
 WM Leong & Co 代表
@w.m.leong@nishimura.com



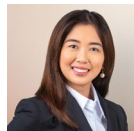
マレーシア
[ライアン・ヘン](#)
 提携事務所アソシエイト,
 WM Leong & Co
ryan.heng@wmlaw.com.my.com



マレーシア(和文監修者)
[眞榮城 大介](#)
 パートナー、シンガポール
d.maeshiro@nishimura.com.com



フィリピン
[ミシェル・マリエ・F・ヴィラリ
 カ](#)
 カウンセル、シンガポール
m.villarica@nishimura.com.com



フィリピン
[ステフィ・サリス](#)
 アソシエイト、シンガポール
s.sales@nishimura.com



フィリピン(和文監修者)
[佐藤 正孝](#)
 パートナー、シンガポール
m.sato@nishimura.com



シンガポール
[メリッサ・タン](#)
 アライアンス事務所ダイレク
 ター、Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール
[チン・スーシャン](#)
 アライアンス事務所アソシエイ
 ト、Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
[吉本 智郎](#)
 パートナー、シンガポール
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ
[ジラボン・スリワット](#)
 パートナー、バンコク事務所共同
 代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
[アピンヤーン・サーンティカセーム](#)
 パートナー、バンコク
a.sarnthikasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
 和田 卓也
 アソシエイト、バンコク
t.wada@nishimura.com



ベトナム
[ヴ・レ・パン](#)
 パートナー、ホーチミン事務所
 共同代表
@v.l.bang@nishimura.com



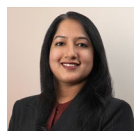
ベトナム
[グエン・ティ・タン・フォン](#)
 パートナー、ハノイ
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)
 池田 展子
 カウンセル、ハノイ
n.ikeda@nishimura.com



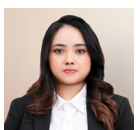
インド
[鈴木 多恵子](#)
 インドプラクティスパートナー,
 東京
t.suzuki@nishimura.com



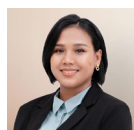
インド
[バーシャ・バッタチャリヤ](#)
 アソシエイト、東京
v.bhattacharya@nishimura.com



インド(和文監修者)
[箭内 隆道](#)
 アソシエイト、東京
t.yanai@nishimura.com



ミャンマー
[シャインミャットキン](#)
 アソシエイト、ヤンゴン
s.m.khin@nishimura.com



ミャンマー
[エイテインカイン](#)
 アソシエイト、ヤンゴン
a.t.khaing@nishimura.com



ミャンマー(和文監修者)
[中島 朋子](#)
 アソシエイト、東京
to.nakashima@nishimura.com



台湾

張 勝傑

パートナー, 西村朝日台湾法律
事務所共同代表
s.chang@nishimura.com



台湾(和文監修者)

江 承頤

アソシエイト, 台北
c.chiang@nishimura.com



香港(和文監修者)

坂本 龍一

パートナー, 東京
r.sakamoto@nishimura.com



アラブ首長国連邦

森下 真生

パートナー, ドバイ
m.morishita@nishimura.com



アラブ首長国連邦

アユシュ・シャルマ

アソシエイト, ドバイ
a.sharma@nishimura.com



アラブ首長国連邦(和文監修者)

羽野島 章泰

アソシエイト, ドバイ
a.hanoshima@nishimura.com



日本(和文監修者)

加賀 宏樹

パートナー, 東京
h.kaga@nishimura.com

日本

岡田 彩

アソシエイト, 東京
a.okada@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2023